

告 示

埼玉県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を実施したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和五年三月三日

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小 川 真 一 郎

埼玉県監査委員 新 井 豪

令和4年度第3回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び基準第15条第1項に基づき報告する。

1 監査等の種類

定期監査（基準第3条第1項第1号）

2 監査の対象

（1）対象事務

令和3年度、令和4年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

（2）対象機関

地域機関 248機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

（3）実施期間

令和4年10月17日～令和4年12月22日

3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項 1件 (1機関)

番号	部局	機関	概要
1	農林部	農業大学校	パーソナルコンピュータなどの備品で、所在の確認できないものが複数台認められるなど、備品管理が不適切であった。

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 なし

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、南西部地域振興センター、東部地域振興センター、県央地域振興センター、川越比企地域振興センター、西部地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、さいたま県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所、所沢県税事務所、飯能県税事務所、東松山県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター、消費生活支援センター、消費生活支援センター熊谷
環境部	中央環境管理事務所、東松山環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境整備センター
福祉部	北部福祉事務所、秩父福祉事務所、発達障害総合支援センター、所沢児童相談所、熊谷児童相談所、越谷児童相談所
保健医療部	南部保健所、朝霞保健所、草加保健所、狭山保健所、熊谷保健所、本庄保健所、秩父保健所、衛生研究所、高等看護学院、動物指導センター、動物指導センター南支所
産業労働部	計量検定所、産業技術総合センター北部研究所、川越高等技術専門学校、熊谷高等技術専門学校、熊谷高等技術専門学校秩父分校、職業能力開発センター
農林部	東松山農林振興センター、秩父農林振興センター、本庄農林振興センター、大里農林振興センター、春日部農林振興センター、川越家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、農業大学校、水産研究所、寄居林業事務所
県土整備部	さいたま県土整備事務所、朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、飯能県土整備事務所、東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、本庄県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所、総合治水事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、川越建築安全センター、熊谷建築安全センター、越谷建築安全センター、営繕・公園事務所
企業局	地域整備事務所、地域整備事務所北部支所、大久保浄水場、庄和浄水場、行田浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場、水質管理センター
下水道局	荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所

教育委員会	<p>南部教育事務所、西部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、東部教育事務所、総合教育センター、総合教育センター江南支所、熊谷図書館、久喜図書館、歴史と民俗の博物館、近代美術館、自然の博物館、文書館、加須げんきプラザ、大滝げんきプラザ、上尾高等学校、朝霞高等学校、朝霞西高等学校、入間向陽高等学校、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和西高等学校、大宮高等学校、大宮商業高等学校、大宮中央高等学校、大宮東高等学校、小鹿野高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、春日部東高等学校、川越高等学校、川越工業高等学校、川越総合高等学校、川越初雁高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷西高等学校、熊谷農業高等学校、栗橋北彩高等学校、芸術総合高等学校、鴻巣高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷北高等学校、越谷総合技術高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、狭山経済高等学校、狭山工業高等学校、狭山緑陽高等学校、志木高等学校、庄和高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、草加西高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等学校、所沢西高等学校、豊岡高等学校、滑川総合高等学校、新座高等学校、新座総合技術高等学校、新座柳瀬高等学校、蓮田松韻高等学校、鳩山高等学校、飯能高等学校、飯能南高等学校、日高高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、不動岡高等学校、本庄高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、皆野高等学校、宮代高等学校、妻沼高等学校、八潮南高等学校、吉川美南高等学校、寄居城北高等学校、和光国際高等学校、鷺宮高等学校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、春日部特別支援学校宮代分校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、騎西特別支援学校、騎西特別支援学校北本分校、行田特別支援学校、久喜特別支援学校、熊谷特別支援学校、越谷特別支援学校、越谷西特別支援学校、越谷西特別支援学校松伏分校、狭山特別支援学校、秩父特別支援学校、所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、日高特別支援学校、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校、宮代特別支援学校、和光特別支援学校、和光南特別支援学校</p>
警察本部	<p>警察学校、浦和警察署、大宮警察署、大宮東警察署、朝霞警察署、新座警察署、川越警察署、所沢警察署、狭山警察署、飯能警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、本庄警察署、児玉警察署、熊谷警察署、深谷警察署、</p>

寄居警察署、行田警察署、加須警察署、岩槻警察署、春日部警察署、越谷警察署、久喜警察署、杉戸警察署、吉川警察署
--